

アスベスト対策部会（第2回）議事次第

日時：平成17年10月12日

16：30－18：00

場所：国土交通省11階特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

- ① 前回議事要旨の確認
- ② 民間建築物における吹付けアスベストに関する調査について
- ③ アスベスト含有建材に関する基本的な対応方針と取り組み施策について

3. そ の 他

4. 閉 会

(配付資料)

資料1 委員名簿

資料2 第1回アスベスト対策部会議事要旨（案）

資料3 民間建築物における吹付けアスベストに関する調査結果について

資料4 アスベスト含有建材に関する基本的な対応方針（案）

資料5 具体的な取り組み施策（案）

参考資料1 他施設等の調査結果について

参考資料2 アスベスト対策の主な経緯

参考資料3 住宅・建築物等におけるアスベスト関係事項

参考資料4 アスベスト問題に関する関係閣僚による会合（第3回）資料

アスベスト対策部会委員名簿

- (委員) 部会長 村上周三 慶應義塾大学教授
部会長代理 久保哲夫 東京大学大学院教授
櫻井敬子 学習院大学教授
矢野 龍 住友林業(株)取締役社長
- (臨時委員) 青木宏之 (社)全国中小建築工事業団体連合会副会長
坂本雄三 東京大学大学院教授
笹田己由 全国建設労働組合総連合住宅対策部長
藤本昌也 (株)現代計画研究所代表取締役
野城智也 東京大学教授
- (専門委員) 合場直人 三菱地所(株)ビル事業本部ビル管理部長
島田啓三 鹿島建設東京支店安全環境部担当部長
富田雅行 二チアス(株)技術本部環境管理室長
名取雄司 中皮腫・じん肺・アスベストセンター所長
(医療法人社団ひらの亀戸ひまわり診療所)
野口貴文 東京大学助教授
野本孝三 東京都都市整備局市街地建築部長
本橋健司 (独)建築研究所材料研究グループ長

(敬称略)

民間建築物における吹付けアスベストに関する調査結果について (中間報告)

平成 17 年 9 月 29 日
住宅局 建築指導課

国土交通省においては、平成 17 年 7 月 14 日に「民間建築物における吹付けアスベストに関する調査について」を各地方公共団体に通知し、調査結果の報告を依頼し、このたび中間報告を下記のとおり取りまとめました。

なお、10 月下旬を目途に、平成元年までの吹付けロックウールを対象に追加した調査結果を公表する予定としています。

さらに、今回報告の無かった所有者等に対する再調査及びその後の改善状況のフォローアップについて、地方公共団体に対し 12 月中旬を目途に再度報告を求めるとしています。

1. 調査概要

- ・ 調査対象：昭和 31 年～昭和 55 年までに施工された民間の建築物のうち大規模（概ね 1,000 平方メートル以上）な建築物。
- ・ 調査建材：吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール
- ・ 調査方法：地方公共団体から建築物所有者に報告を求めると等により実施

2. 調査結果概要（中間報告）

※ 9 月 27 日までの都道府県からの報告件数（都道府県別の集計結果は別紙参照）

- ・ 調査対象建築物数 : 142,929 棟
- ・ 所有者等からの報告数 : 76,747 棟
- ・ 露出した吹付けがある建築物数 : 6,838 棟

3. 今後の対応

本調査を受けて、当面以下の対応をとることとしています。

- ・ 報告の無かった所有者等への再調査を地方公共団体に要請。
- ・ 吹付けが露出している建築物の所有者等に対し、除去、封じ込め等の対策の実施及び労働安全衛生法等の関係法令の遵守について地方公共団体を通じ指導。
- ・ 社会資本整備審議会建築分科会に設けたアスベスト対策部会（次回 10 月 12 日開催予定）において、今回の中間報告を踏まえた今後の調査及び対策の方針について審議。

既存建築物における吹付けアスベストに関する調査について(集計結果)

	調査対象の建築物の数	調査報告のあった建築物の数	露出してアスベストの吹付けがされている建築物の数						備 考					
			指導により対応済みの建築物の数	未対応の建築物の数	指導により対応予定の建築物の数	指導中の建築物の数	指導予定の建築物の数							
								1						
								2						
北海道	5,931	2,600	287	20	267	82	185	0						
青森	1,313	1,038	142	19	123	0	7	116						
岩手	1,112	570	107	1	106	1	14	91						
宮城	2,446	1,395	175	0	175	35	40	100						
秋田	1,033	597	38	14	24	2	0	22						
山形	1,086	875	105	26	79	12	15	52						
福島	2,290	1,529	108	2	106	10	74	22						
茨城	3,609	2,580	237	1	236	15	6	215						
栃木	2,726	1,780	194	10	184	2	33	149						
群馬	2,512	2,128	267	53	214	30	127	57						
埼玉	5,833	2,572	172	29	143	49	22	72						
千葉	6,861	3,721	312	77	235	54	149	32						
東京	6,197	2,430	388	276	112	48	61	3						
神奈川	5,200	5,200	347	103	244	66	64	114						
新潟	2,987	1,681	206	30	176	30	65	81						
富山	1,531	1,267	267	42	225	26	77	122						
石川	1,803	1,304	222	23	199	43	80	76						
福井	1,566	976	153	2	151	3	148	0						
山梨	650	510	118	5	113	1	112	0						
長野	4,185	4,102	299	0	299	41	258	0						
岐阜	3,406	1,558	115	24	91	18	28	45						
静岡	2,816	1,868	164	1	163	7	108	48						
愛知	6,591	813	114	0	114	13	101	0	2					
三重	2,523	777	79	3	76	22	44	10						
滋賀	2,447	1,546	213	35	178	93	52	33						
京都	4,046	1,685	250	100	150	63	30	57						
大阪	10,366	5,988	642	0	642	9	633	0						
兵庫	4,873	3,989	364	11	353	45	127	181						
奈良	1,348	672	115	0	115	24	91	0						
和歌山	3,793	577	55	6	49	11	29	9						
鳥取	1,309	652	86	31	55	11	44	0						
島根	884	495	47	3	44	5	24	15						
岡山	3,241	1,845	113	6	107	26	43	38						
広島	5,248	858	79	13	66	17	10	39						
山口	2,608	1,316	94	0	94	20	74	0						
徳島	1,201	638	38	1	37	5	25	7						
香川	1,613	854	58	0	58	0	0	58						
愛媛	2,385	1,623	147	11	136	27	109	0						
高知	990	421	90	2	88	14	10	64						
福岡	8,606	4,601	464	31	433	69	52	312						
佐賀	1,119	625	40	3	37	9	16	12						
長崎	2,050	1,228	79	0	79	0	3	76						
熊本	2,636	404	63	9	54	11	43	0						
大分	1,969	1,113	93	7	86	1	22	63						
宮崎	1,215	802	70	11	59	30	29	0						
鹿児島	1,474	845	66	4	62	22	6	34						
沖縄	1,301	99	1	0	1	0	1	0						
合計	142,929	76,747	7,883	1,045	6,838	1,122	3,291	2,425						

1 「指導により対応済みの建築物の数」は原則として本調査により対応した数である。
 2 名古屋市分のみ計上。

アスベスト含有建材に関する基本的な対応方針（案）

《基本方針1》吹付けアスベスト等に対する規制と実態把握

- ・建築物の通常の使用状況においてアスベスト繊維の飛散が懸念される吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール（以下「吹付けアスベスト等」という。）については、建築基準法による規制（報告聴取、勧告・命令制度等の既存建築物に対する規定の適用）を検討する。
※新規使用については、すでに労働安全衛生法令により規制されており、同法に基づく石綿障害予防規則で事業所における吹付けアスベストの除去等も規制されているが、建築行政においても特定行政庁（建築主事等をおく地方公共団体）による法的な指導等を可能とさせるもの。
- ・現在の調査を継続し一定のとりまとめを行うとともに、関係機関と連携し、調査環境（基本方針4）を整えた上で、小規模な建築物等も対象としたより詳細な実態把握を行う。

《基本方針2》その他のアスベスト建材に関する調査・研究と対応

- ・その他のアスベスト含有建材（パーライト吹付け、ひる石吹付け、保温材、成型品等）については、各種文献、製造者からの資料・情報収集、飛散状況等に係る調査・研究を早急に実施し、その結果、建築物の通常の使用状況における飛散防止対策が必要となった建材については、使用実態の把握、建築基準法による対応等を進める。

《基本方針3》アスベスト建材の除去、解体時への対応及び支援

- ・建築基準法の改正による通常の使用時及び改築時等における除去等の規制を検討する。（再掲）
- ・解体時における飛散防止対策について、関係法令遵守の徹底等を図る
- ・除去等の費用に対する支援を検討する。

《基本方針4》アスベスト対策の推進のための環境整備

- ・住宅所有者等の不安解消のため、住宅の室内空気中のアスベスト繊維濃度の測定結果の表示の仕組みなどを整備をする。
- ・アスベスト含有建材の実態調査、除去等が適切に行われるよう、マニュアルの整備、相談・調査体制の整備、専門家・事業者の育成、技術開発（評価手法・体制の整備等を含む）等を進める。

具体的な取り組み施策（案）

1 吹付けアスベスト等に関する規制と実態把握

取り組み（案）	具体的施策（案） ○：緊急的に実施 ●：中長期的に対応を検討	備考
<p>①建築物に露出して使用されている吹付けアスベスト等に対する建築基準法による規制</p> <p><吹付けアスベスト等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・吹付けアスベストおよびアスベスト含有の吹付けロックウールとする。 ・パーライト吹付け、ひる石吹付けについては、飛散状況等を調査・研究したのち、必要に応じ、吹付けアスベスト等と同様に扱う。 	<p>○建築基準法において、露出して使用されている（空調経路などに露出している場合を含む）吹付けアスベスト等について、封じ込め等により飛散防止措置が講じられていない場合は、使用禁止とする。新規の使用及び事業所の吹付け対策については、すでに労働安全衛生法法令で規制されているが、建築基準法に規定することで、既存建築物全般について次の効果が生じることとなる。</p> <p><報告聴取・立ち入り検査></p> <ul style="list-style-type: none"> ・吹付けアスベスト等の使用状況、劣化状況等に関し、特定行政庁（建築主事を置く地方公共団体）が報告聴取及び必要に応じた立ち入り検査を行う強制力をもつこと。 <p><勧告・命令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・露出して吹付けアスベスト等が使用されている建築物において、劣化がみられる場合等において、飛散防止措置について特定行政庁が勧告、是正命令等を行うことができるようになること。 <p><定期調査報告と閲覧></p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期調査報告制度により、多数者利用建築物等については吹付けアスベスト等の措置状況について報告を求め、その情報を一般に閲覧可能とすること。 <p><改築時における除去等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存建築物の改築等を行う際に、改築部分に使用されている吹付けアスベスト等の除去等が義務化されること。 	<p>※建築基準法では、シックハウス対策としてホルムアルデヒドを発散する建材の使用を制限し、また、防蟻剤であるクロルピリホスの使用を禁止している。</p> <p>※労働安全衛生法令により、アスベスト含有建材は使用禁止になっており（H16）、また、事業所については吹きつけアスベストの処理が義務づけられている（H17）。</p> <p>※建築行政上はこれまでアスベスト対策は法的根拠のない任意の行政指導で対応してきている。</p> <p>※所有者には適法な状態に維持する責務が生じる。</p> <p>※定期報告対象（多数者利用建築物等）とするには地方公共団体の指定拡充が必要。</p> <p>※増改築部分以外は勧告・命令で対応。</p>

<p>②吹付けアスベスト等の使用実態の把握の推進</p>	<p>○現在の概要調査を継続し一定のとりまとめを行うとともに、関係機関と連携し、詳細な吹付けアスベスト等の実態調査の準備を進める。</p> <p>○吹付けアスベスト等の使用建築物部分、用途等の精査を行う。</p> <p>○室内に面して露出していないが、空調経路等に露出し飛散の可能性のある建築物について、空調システムや建築時期等から対象を特定した上で調査を行う。</p> <p>○小規模な建築物（1000㎡未満）を対象として、地方公共団体の事務処理能力（建築行政部局の体制）や所有者等の費用負担にも配慮し、相談体制等、調査環境を整備した上で調査を行う。</p> <p>○将来の解体等に備え、囲い込み等を措置した吹付けアスベスト等についても、定期調査報告制度等において調査、把握を進める。</p> <p>○吹付けアスベスト等の実態調査の結果については、調査を実施した地方公共団体、所有者等の双方で適切に情報を管理し、今後の適切な維持管理、除去、解体時の対応等が行われるようにする。（台帳の整備（後掲））</p>	<p>※事業所に対する指導権限をもつ労働基準部局や各種施設に指導権限を有する省庁、関係機関と連携し、建築基準法改正による報告聴取も想定した調査実施を検討。</p> <p>※基準法で規制した場合、定期報告制度の対象建築物となる。</p>
------------------------------	--	---

2 その他のアスベスト含有建材に関する調査・研究と対応

<p>取り組み（案）</p>	<p>具体的施策（案） ○：緊急的に実施 ●：中長期的に対応を検討</p>	<p>備考</p>
<p>①資料収集及び基礎的な調査・研究の実施</p>	<p>○室内空気中のアスベスト繊維の濃度、アスベスト含有建材の飛散性、含有量等に関し、各種文献、製造者等から資料を収集する。</p> <p>○関係機関と連携し、建築物に使用されている異なるアスベスト含有建材（パーライト吹付け、保温材、成型品等で比較）ごとに、通常時、解体時、リフォーム時におけるアスベスト繊維の飛散状況等の測定等の調査・研究を行う。</p>	<p>※室内濃度について、健康影響の観点からの優先度を判断する一定の指標の設定が課題。</p> <p>※住団連において、成形品を使用する住宅の解体の際の空気中のアスベスト濃度の測定を実施。</p>

<p>②飛散防止対策が必要となった建材に関する、建築物における使用実態の把握</p>	<p>○基礎的な調査、研究の結果、飛散防止対策が必要となった建材については、追加の調査等を行い、使用実態を把握する。この場合、分析機関の能力等を踏まえ、不特定多数者が利用する建築物、規模の大きい建築物など、緊急性の高いものから順次実施する。</p> <p>○建築物における使用実態の把握及び飛散防止対策が適切に行われるよう、マニュアルを整備する。</p>	<p>※学校等では平成8年までの建築物を対象に吹付けパーライトの調査を実施中</p> <p>※昭和63年に日本建築センターにおいて「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」を作成しているが、吹付けアスベストを対象としたマニュアルとなっている。</p>
<p>③飛散防止対策が必要となった建材に関する、建築基準法等による対策の検討</p>	<p>●基礎的な調査、研究の結果、飛散防止対策が必要となった建材については、建築基準法等における対応について検討を行う。</p>	<p>※政令で追加することができるよう、あらかじめ規定。</p>

3 アスベストの建材の通常時、解体時への対応及び支援

<p>取り組み（案）</p>	<p>具体的施策（案） ○：緊急的に実施 ●：中長期的に対応を検討</p>	<p>備考</p>
<p>①通常使用時の飛散防止対策の推進</p>	<p>○建築基準法の規制による勧告・命令等。（再掲）</p>	<p>※労働基準部局の事業所指導等と連携して対応</p>
<p>②改築時等の飛散防止対策の推進</p>	<p>○建築基準法の規制による改築時等の改築部分への除去等の対策の措置の義務づけ。（再掲）</p> <p>○改築工事（解体工事として）を規制している他法令の遵守の徹底。</p>	
<p>②解体時の飛散防止対策の推進</p>	<p>○解体工事については、他法令（労働安全衛生法令、大気汚染防止法令）で工法、届け出手続き等が規定されており、現在その見直しが検討されている。これらの動きと連携し、法令遵守の徹底を図る。</p>	<p>※大気汚染防止法では、届け出対象工事である、「吹付けアスベスト等が50平方メートル以上施工された</p>

	○相談体制を整備するとともに、マニュアル、パンフレット等を活用し、適切な解体が行われるよう普及啓発を図る。	500 平方メートル以上の建築物」について、規模の見直し、吹付け以外の含有建材を含む建築物の解体について、規制対象とすること等の検討がされている。
③アスベスト建材の除去等への支援	○住宅に使用されたアスベスト建材の除去等について、地域住宅交付金など既存の制度の活用について検討を行う。 ○住宅金融公庫融資制度（リフォーム融資）を活用する。 ○住宅以外の建築物について融資や、不特定多数の者が利用する民間建築物に対する補助を検討する。	※他省庁、地方公共団体の支援措置等との連携

4 アスベスト対策の推進のための環境整備に関する取り組み

取り組み（案）	具体的施策（案） ○：緊急的に実施 ●：中長期的に対応を検討	備考
①住宅性能表示制度の整備	○住宅性能表示制度において、室内空気中のアスベスト繊維の濃度の測定を行い、その結果を表示する仕組みを整備する。 ○住宅性能表示制度において、吹付けアスベスト等の使用状況を表示する仕組みを整備する。	※住宅性能表示制度では、シックハウス対策として、化学物質の室内濃度測定結果や建材の使用状況について表示を実施中
②相談・調査体制の整備	○所有者等からの問い合わせに適切に対応できるよう、「アスベスト相談マニュアル」を作成し、全国の地方公共団体、保健所、消費生活センター、建築住宅センター、関係機関等に配布し、相談体制の整備を図る。 ○相談に対応する職員等に対する研修を行う。 ○関係機関の連携による調査体制の整備について検討する。	※類似のものとして「シックハウス相談対応マニュアル」 ※小規模なものを含むと、吹付けアスベスト等について、推定約 200 万棟（平成元年頃までの木造等を除く民間の非住宅建築物及び共同住宅数（暫定推計））が、調査対象になり、スクリーニングの方法や調査体制確保が課題。

<p>③台帳の整備等</p>	<p>○アスベストの実態調査の結果については、調査を実施した地方公共団体、所有者等の双方で適切に情報を管理し、今後の適切な維持管理、除去、解体時の対応等が行われるよう、台帳の整備を進める。</p>	<p>※調査のために課税台帳等を用いている地方公共団体の例がある。 ※既存建築物の台帳は、耐震対策等、既存建築物の安全確保一般において重要。</p>
<p>④専門家・事業者の育成</p>	<p>○建築士等に対して、アスベストの調査方法、除去方法等に関する講習会や研修会を実施する。</p> <p>○住宅生産者に対して、労働安全衛生法令等を周知するとともに、必要な支援を行い、法令順守の徹底を図る。</p>	<p>※住団連において、広報、低層住宅石綿取扱ガイドの配布、解体業務従事者向けの特別教育実施の支援（CD-ROM 教材、講師養成）を実施中</p>
<p>⑤技術開発の推進</p>	<p>●アスベストの除去等について技術開発を促進するとともに、その評価手法の確立について検討する。</p>	<p>※技術評価制度の検討（耐火性能の確保も必要）</p>
<p>⑥建築物の所有者等に対する普及啓発の実施</p>	<p>○パンフレットの作成、地方公共団体の広報の活用等を通じて、所有者等に普及啓発を行い、適切な吹付けアスベスト等の除去や、適切な解体等が行われるようにする。</p> <p>○所有者等が自ら建築物に使用されている吹付けアスベスト等について調査・点検を行うことができるよう、パンフレット、簡易調査マニュアル等を整備する。</p>	
<p>⑦地震発生後の飛散防止対策を実施</p>	<p>○建築物の耐震化の促進を図るための施策を展開する。</p> <p>●地震発生後に行う応急危険度判定において、地震により倒壊した建築物の適切な解体等が行われるよう、アスベストの飛散危険性の判定を併せて実施することについて検討を行う。</p>	

アスベスト含有建材の種類と対応方針(案)

アスベスト含有建材		対応方針(案)			備考
○吹付け材 ※鉄骨造の建築物の耐火被覆、RC造の建築物の防音・吸音、断熱・結露防止などに使用。 (パーライト等は耐火被覆には用いられていない。)	○吹付けアスベスト (S50に禁止)	吹付けアスベスト等	建築基準法による規制(既存建築物対策)の検討、調査の環境整備等を行って詳細な調査等を実施	除去等の費用に対する支援について検討 マニュアル、相談体制の整備、専門家、事業者の育成、技術開発等の推進	
	○アスベスト含有吹付けロックウール (乾式はS55まで、湿式はH元までに使用中止、H7に禁止)				
	○アスベスト含有パーライト・ひる石等吹付け (H7に禁止)	その他のアスベスト含有建材	資料収集、濃度測定をはじめ、調査・研究を行った上で必要に応じた対策を優先順位をつけて実施。	解体時における飛散防止対策について関係法令の遵守の徹底	文科省では実態調査中。含有の有無の分析等が必要。
○保温材等 ※ボイラー、配管等の断熱、保温等に使用。マット状の石綿含有材料で包むようにするなどして使用。					解体工事では成型品等と区別して処理することが規定。(労安法)
○成型品 ※ボード、スレートなど板状の製品に混入したもの。					

他施設等の調査結果について

吹付けアスベストに関する調査結果について
【公共住宅(中間報告)】

国土交通省住宅局においては、平成17年7月14日に、公共住宅における吹付けアスベストに関する調査について、各事業主体に依頼し、このたび使用実態等について取りまとめた。

1. 調査概要

- ・ 調査対象：平成元年までに施工された公共賃貸住宅*のうち、居住者の使用に供する部分
* 公営住宅、改良住宅、地域特別賃貸住宅、地方住宅供給公社賃貸住宅、都市再生機構賃貸住宅
- ・ 調査建材：吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール

2. 調査結果

・ 調査対象	40,200団地	247,401棟
・ アスベスト確認件数(9月27日現在)	243団地	894棟
除去等の対策済み	235団地	886棟
未対策	8団地	8棟
・ 調査継続中件数	91団地	295棟

3. 今後の対応

① 未対策8団地について

現時点においていずれも目立った劣化及び損傷は見受けられないが、各事業主体において、居住者等と調整のうえ、適切かつ迅速に除去等の対策を実施することとしている(4団地については既にアスベスト対策工事に着手)。

② 調査継続中91団地について

アスベスト含有の有無について、現在分析調査中であり、調査結果が判明次第、公表予定(12月目途)。

国家機関の建築物における吹付けアスベスト等に関する調査について

平成17年9月29日

国土交通省大臣官房官庁営繕部

「アスベスト問題への当面の対応」（平成17年7月29日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合）にもとづき、国土交通省が国家機関の建築物（官庁施設）を所管する各機関に対して依頼した、吹付けアスベスト等の使用実態の調査結果は以下のとおり。

1. 調査概要

- ・ 調査施設：すべての国家機関の建築物
- ・ 調査材料：「吹付けアスベスト」及び「アスベストを含有する吹付けロックウール」
- ・ 調査期間：平成17年7月29日～9月15日
- ・ 調査方法：設計図書、目視等を基本に調査を実施

2. 調査結果

- ・ 報告件数は、84,092棟。
- ・ そのうち1,021棟で吹付けアスベスト等を確認（うち319棟は、封じ込め等の飛散防止対策を実施済み）。
- ・ なお、6,439棟については、現時点で吹付けアスベスト等の有無を確認できていません（調査継続中を含む）。

3. 今後の対応

- ・ 吹付けアスベスト等が確認された施設においては、除去、封じ込め等の必要な措置を、また、有無の確認ができなかった施設においては、分析調査等による有無の確認が必要となることから、国土交通省では、今回の調査結果に基づき措置の進め方等について、施設を管理する各機関に対し必要な保全指導及び情報提供を行うこととする。

■ 吹付けアスベスト^{※1)}が旅客用のスペースに露出していた駅

事業者	駅名	備考
西日本旅客鉄道㈱	新大阪駅	囲い込み作業に着手
小田急電鉄㈱	町田駅	囲い込み作業に着手
名古屋鉄道㈱	神宮前駅	9月上旬に囲い込み作業に着手予定
京阪電気鉄道㈱	村野駅	8月4日に囲い込み終了
箱根登山鉄道㈱	箱根湯本駅	8月11日に囲い込み終了
立山黒部貫光㈱	黒部平駅	8月26日に囲い込み終了予定
6社	6駅	

注1) アスベストを1%を超えて含有する吹付けロックウール、パーライト吹付け等も含まれます。

注2) 事業者において、現状では飛散する状態にないことが確認されています。

注3) 事業者の業務スペースのみに吹付けアスベストが露出していた駅は3社4駅でした。

■ アスベストを含有している可能性のある吹付け材^{※2)}が旅客用のスペースに露出していた駅

事業者	駅数	駅名
東日本旅客鉄道㈱	3	大宮駅、福島駅、鼠ヶ関駅
東京地下鉄㈱	23	淡路町駅、四谷三丁目駅、新宿三丁目駅、中野坂上駅、新中野駅、荻窪駅、中野新橋駅、中野富士見町駅、方南町駅、三ノ輪駅、入谷駅、仲御徒町駅、秋葉原駅、茅場町駅、八丁堀駅、築地駅、東銀座駅、銀座駅、日比谷駅、霞ヶ関駅、神谷町駅、六本木駅、広尾駅
南海電気鉄道㈱	10	粉浜駅、住ノ江駅、堺駅、堺東駅、北野田駅、岸和田駅、尾崎駅、和歌山市駅、浅香山駅、三国ヶ丘駅
大阪府都市開発㈱	1	泉ヶ丘駅
東京都交通局	33	西馬込駅、馬込駅、中延駅、戸越駅、高輪台駅、泉岳寺駅、三田駅、新橋駅、東銀座駅、宝町駅、日本橋駅、人形町駅、浅草橋駅、蔵前駅、浅草駅、本所吾妻橋駅、芝公園駅、御成門駅、内幸町駅、日比谷駅、大手町駅、神保町駅、水道橋駅、春日駅、白山駅、千石駅、巢鴨駅、西巢鴨駅、新板橋駅、板橋区役所前駅、板橋本町駅、本蓮沼駅、志村坂上駅
横浜市交通局	11	横浜駅、高島町駅、桜木町駅、関内駅、伊勢佐木長者町駅、阪東橋駅、吉野町駅、蒔田駅、弘明寺駅、上大岡駅、港南中央駅
名古屋市交通局	20	星ヶ丘駅、妙音通駅、堀田駅、伝馬町駅、西高蔵駅、日比野駅、東海通駅、港区役所駅、名古屋港駅、大須観音駅、上前津駅、鶴舞駅、荒畑駅、御器所駅、川名駅、塩釜口駅、植田駅、原駅、平針駅、赤池駅
札幌市交通局	13	西28丁目駅、円山公園駅、西18丁目駅、西11丁目駅、菊水駅、東札幌駅、北34条駅、南郷7丁目駅、南郷13丁目駅、南郷18丁目駅、大谷地駅、ひばりが丘駅、新さっぽろ駅
8社	114駅	

注1) 建設年次や目視等からアスベストを含有している可能性のある吹付け材について集計しています。

注2) 事業者において、アスベスト含有の有無を成分調査により確認の上、必要な措置を検討する予定です。なお、事業者において、現状では飛散する状態にないことが確認されています。

注3) 事業者の業務スペースのみにアスベストを含有している可能性のある吹付け材が露出していた駅は15社75駅でした。

■ 旅客ターミナルビル

全国95空港の旅客ターミナルビルにおいて調査した結果、旅客動線上においてアスベストが吹き付け使用されている空港は大阪国際、長崎、鹿児島、広島西の4空港であった。

これらの4空港のうち、鹿児島を除く3空港においては、封じ込め等により飛散防止措置が既に講じられている。鹿児島空港についても、平成17年8月アスベスト濃度の測定を行い、粉じんが飛散している状況にはないことを確認しているが、囲い込み工事に着手し9月中旬までに飛散防止措置を講ずることとしている。

なお、旅客動線上以外の場所においてアスベストが吹きつけ使用されている空港は上記4空港を含め10空港あり、そのうち8空港については既に飛散防止措置が講じられており、残り2空港においても今後速やかに飛散防止措置を講ずる予定。

学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査の 中間報告及び文部科学省の対応方策について

I. 趣 旨

学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査について（平成17年7月29日付け通知）に基づき、調査対象施設について中間報告を公表
最終結果は11月末を予定

II. 対象機関

- 1) 国公立学校、公立社会教育施設、公立社会体育施設、公立文化施設、所管独立行政法人、認可法人、特殊法人等
- 2) 1)のうち、8月31日（水）までに使用実態調査が終了している機関を中間報告の公表対象

III. 調査対象建材

平成8年度以前にしゅん功（改修工事も含む）した建築物に使用されている、吹き付けアスベスト、吹き付けロックウール、吹き付けひる石等

IV. 中間報告の結果

『調査施設全体』

【主な調査結果】

1. 8月31日現在での調査済み機関数は55,704で、調査全体の機関数163,834に対し、進捗割合34.0%である。

2. このうち、

	(調査済み機関に対する率)	
① 吹き付けアスベスト等の室等を保有する機関	1,995 機関	(3.6%)
② ①のうち、措置済み状態にある室等を保有する機関	911 機関	(1.6%)
③ ①のうち、石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのない室等を保有する機関	810 機関	(1.5%)
④ ①のうち、石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのある室等を保有する機関	404 機関	(0.7%)
〔 なお、それぞれの調査項目に重複する機関があるため、②③④の機関数の合計と①の機関数とは一致しない。 〕		

3. 石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのある室等を保有する機関に対しては、7月29日付けの実態調査の通知においても、「直ちに石綿等の除去を行うなど法令に基づき適切な措置を講じること」としているところであり、上記のうち④に掲げられている404機関に対しては、改めて早急な対策を行うよう指導済である。

4. なお、今回の中間報告は、8月31日現在で既に結果が判明しているものの報告であり、残りのものは吹き付けアスベスト等の使用の疑いがあるため、調査・分析中が多くあり、報告までに時間がかかると想定される。また、本調査は継続中であり、11月末に公表を予定している。

調査全体のうち『公立学校施設』について

【主な調査結果】

1. 8月31日現在での調査済み学校数は17,036校で、調査全体の公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特殊教育諸学校43,600校に対し、進捗割合39.1%である。

2. このうち、

	(調査済み校に対する率)	
① 吹き付けアスベスト等の室等を保有する学校	807校	(4.7%)
② ①のうち、措置済み状態にある室等を保有する学校	391校	(2.3%)
③ ①のうち、石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのない室等を保有する学校	336校	(2.0%)
④ ①のうち、石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのある室等を保有する学校	144校	(0.8%)
〔なお、それぞれの調査項目に重複する学校があるため、②③④の機関数の合計と①の機関数とは一致しない。〕		

V. 中間報告の結果を踏まえた文部科学省の対応方策

- 1) 地方自治体等が速やかにアスベスト対策を行えるよう、引き続き実態調査に取り組み、これを踏まえたアスベスト対策工事に必要な措置が速やかに講じられるよう検討中
- 2) アスベスト対策に関する当面の対応や対策の参考となる情報についての通知の発出
 - ・調査④の室等を保有する学校について、当該室等を使用禁止にするなどしたうえで、直ちに石綿等の除去等の措置を講じるよう指導
 - ・今後の調査の進捗に伴い、アスベスト対策が必要な室等が明らかとなった場合には同様な措置を講じるよう指導
 - ・「学校施設等のアスベスト対策（石綿）についてQ&A」の作成
- 3) 適切なアスベスト対策を周知するための研修会を実施
- 4) 継続的な点検（対策の実施状況の把握）の実施

学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査の中間報告

平成17年9月

機 関 区 分	全機関数	中間報告 調査対象 機関数	吹き付けアスベスト等がある室等を保有するもの(①)						左記(①)のうち、措置済状態にある室等を保有するもの(②)						左記(①)のうち、措置済状態ではない室等を保有するもの(③)					
			機関数 (①-1) (室面積)	室数(①-2)		通路 部分 面積	機関数 (②-1) (室面積)	室数(②-2)		通路 部分 面積	機関数 (③-1) (室面積)	室数(③-2)		通路 部分 面積	機関数 (④-1) (室面積)	室数(④-2)		通路 部分 面積		
				日常 利用室 (室面積)	その他の 諸室 (室面積)			日常 利用室 (室面積)	その他の 諸室 (室面積)			日常 利用室 (室面積)	その他の 諸室 (室面積)			日常 利用室 (室面積)	その他の 諸室 (室面積)			
1. 公立学校 (幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特殊教育諸学校)	43,600	17,036	807 (343,931)	2,522 (241,347)	708 (34,830)	— (67,754)	391 (200,620)	1,711 (149,360)	246 (14,782)	36,478 (36,478)	— (27,044)	336 (112,167)	612 (68,209)	360 (16,914)	144 (31,144)	199 (23,778)	102 (3,134)	— (4,232)		
2. 公立学校 (高等専門学校、大学)	107	49	10 (6,851)	67 (4,528)	17 (1,450)	— (873)	4 (3,872)	38 (3,294)	1 (292)	— (286)	— (313)	6 (1,433)	24 (995)	2 (125)	3 (1,546)	5 (239)	14 (1,033)	— (274)		
3. 公立学校関係施設 (教員研修センター等)	23,335	17,376	51 (10,981)	122 (7,283)	114 (3,018)	— (680)	24 (6,934)	40 (4,414)	66 (2,216)	— (304)	— (308)	18 (3,286)	76 (2,511)	36 (487)	13 (761)	6 (358)	12 (335)	— (68)		
4. 国立学校 (高等専門学校、大学(附属学校含む)、大学共同利用機関等)	148	17	5 (1,080)	14 (574)	4 (220)	— (286)	3 (220)	0 (0)	4 (220)	— (0)	— (0)	3 (860)	14 (574)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	— (0)		
5. 私立学校 (幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特殊教育諸学校、高等専門学校、大学等)	16,866	3,443	352 (283,296)	2,861 (172,591)	879 (62,829)	— (48,176)	263 (184,417)	2,167 (122,827)	362 (26,581)	— (35,009)	— (7,593)	102 (63,015)	611 (38,995)	202 (16,427)	37 (35,864)	83 (10,769)	315 (19,521)	— (5,574)		
6. 公立社会教育施設	28,946	9,778	422 (142,410)	462 (57,174)	479 (69,628)	— (15,608)	127 (72,708)	167 (21,155)	185 (46,507)	— (5,046)	— (5,883)	179 (45,248)	192 (23,211)	182 (16,155)	116 (24,453)	103 (12,808)	112 (6,966)	— (4,679)		
7. 公立社会体育施設	47,321	6,638	268 (174,296)	351 (139,871)	248 (21,776)	— (12,649)	73 (58,023)	139 (45,739)	61 (9,202)	— (3,082)	— (4,463)	128 (70,552)	130 (58,851)	109 (7,238)	67 (45,721)	82 (35,281)	78 (5,336)	— (5,104)		
8. 公立文化施設 (文化会館、文化財保存施設)	3,481	1,363	79 (63,723)	83 (86,554)	139 (24,027)	— (3,142)	26 (29,075)	23 (21,754)	31 (6,091)	— (1,230)	— (648)	37 (23,690)	27 (9,153)	62 (13,889)	24 (10,958)	33 (5,647)	46 (4,047)	— (1,264)		
9. 所管独立行政法人等施設 (国立大学法人、国立高等専門学校機構、大学共同利用機関を除く)	30	4	1 (147)	0 (0)	1 (147)	— (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	— (0)	— (0)	1 (147)	0 (0)	1 (147)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	— (0)		
計	163,834	55,704	1,995 (1,026,715)	6,462 (659,922)	2,589 (217,625)	— (149,168)	911 (555,869)	4,285 (388,543)	956 (105,891)	— (81,435)	— (46,538)	810 (320,399)	1,886 (202,499)	954 (71,362)	404 (150,447)	511 (88,880)	679 (40,372)	— (21,195)		

「学校施設等の吹き付けアスベスト等の使用実態調査の中間報告」注記

- ※1. 「全機関数」とは、全国の
 ・国立高等学校については、国立高等専門学校、国立大学、大学共同利用機関
 ・公立学校については、公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特殊教育諸学校、高等専門学校、大学（4年生、短大）
 ・公立学校関係施設については、教育研修センター、教育支援センター（適応指導教室）、共同調理場（学校敷地外にあるもの）、教員宿舎（棟数）、その他の学校施設
 ・私立学校については、私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特殊教育諸学校、高等専門学校、大学（4年生、短大）及び放送大学学園、専修学校、各種学校
 ・公立社会教育施設については、公立の公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、視聴覚センター・ライブラリー、女性教育会館、地域改善対策集会所、その他の社会教育施設
 ・公立社会体育施設については、屋外体育施設附属建物、体育館、柔剣道場、屋内水泳プール、屋内庭球場、弓道場、トレーニング場、その他の社会体育施設
 ・公立文化施設については、公立の文化会館、文化財保存施設
 ・所管独立行政法人等施設については、所管の認可法人、特殊法人等、独立行政法人（国立高等専門学校機構を除く）
 数について合算したものである。
- ※2. ①欄には、吹き付けアスベスト等が使用されている室等を有する機関数、その室数並びにその室及び通路部分のそれぞれの床面積の合計を記入している。
- ※3. ②欄には、「①」に示すものうち、封じ込め状態又は困い込み状態（以下「措置済状態」という。）にある室等を有する機関数及びその室数並びにその室及び通路部分のそれぞれの床面積の合計を記入している。
- ※4. ③欄には、「①」に示すものうち、措置済状態ではないが、吹き付けアスベスト等の損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおおそれがない室等を有する機関数及びその室数並びにその室及び通路部分のそれぞれの床面積の合計を記入している。
- ※5. ④欄には、「①」に示すものうち、措置済状態ではなく、吹き付けアスベスト等の損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおおそれがある室等を有する機関数及びその室数並びにその室及び通路部分のそれぞれの床面積を記入している。
- ※6. ②～④の機関数欄は、それぞれ該当する室を1室以上有する機関数を記入している。
- ※7. 「日常利用室」とは、施設利用者又は職員が常時使用（出入り）する場所をいう。
- ※8. 「その他の諸室」とは、日常利用室及び通路部分以外をいう。
- ※9. 「通路部分」とは、廊下、階段、玄関ホール、昇降口その他これらに類するものをいう。
- ※10. 「中間報告調査対象機関数」には、アスベスト等が全く使用されていないと報告があった機関も計上している。
- ※11. 「全機関数」は、平成17年8月1日現在を基準としているが、
 ・公立学校（幼稚園）、私立学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特殊教育諸学校、高等専門学校、大学）は、「平成17年度学校基本調査速報」
 ・公立社会教育施設、公立社会体育施設及び公立文化施設における公立文化会館は、「平成14年度社会教育調査」による。

病院における吹付けアスベスト等 使用実態調査の中間報告について

I. 趣旨

病院における吹付けアスベスト等使用実態調査について（平成17年8月1日付け通知）に基づき、調査対象施設について中間報告をまとめたもの
最終結果は11月末を予定

II. 対象施設

- 1) 大学病院を除く全ての病院
- 2) 1)のうち、9月26日（月）までに使用実態調査が終了している病院について、各都道府県から9月30日（金）までに厚生労働省に報告のあったものを中間的に集計したもの

III. 調査対象建材

平成8年度以前竣工（改修工事を含む）した建築物に使用されている、吹付けアスベスト、吹付けロックウール、吹付けひる石等

IV. 中間報告の結果

1. 9月26日現在で調査済み病院数は4,433で、調査対象全体の病院数8,964（平成15年医療施設調査による）に対し、回答割合は49.5%である。

2. このうち、

- | | |
|---|---------------|
| ① 吹き付けアスベスト等のある病院 | 1,281 (28.9%) |
| ② ①のうち、措置済み状態にある病院 | 703 (15.9%) |
| ③ ①のうち、石綿等の粉じんの飛散により、
ばく露のおそれのない病院 | 535 (12.1%) |
| ④ ①のうち、石綿等の粉じんの飛散により、
ばく露のおそれのある場所を有する病院 | 341 (7.7%) |

(注1) (%)内は調査済み病院に対する率を計上。

(注2) それぞれの調査項目に重複する病院があるため、②③④の施設数の合計と①の施設数とは一致しない。

(注3) 吹付けアスベスト（石綿）等が使用されている病院の中には、分析機関で分析中であるため吹付けアスベスト（石綿）等が使用されているかが未確定であるものも含まれている。

(注4) ばく露のおそれがある場所を有する病院としてあげられているものの中には、患者や職員が日常利用しない場所であるものも多く含まれている。

備考： 石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのある病院に対しては、8月1日付けの実態調査の通知においても、「直ちに石綿等の除去を行うなど法令に基づき適切な措置を講ずること」としているところである。

社会福祉施設等における吹付けアスベスト等 使用実態調査の中間報告について

I. 趣 旨

社会福祉施設等における吹付けアスベスト等使用実態調査について（平成17年8月1日付け通知）に基づき、調査対象施設について中間報告をまとめたもの
最終結果は11月末を予定

II. 対象施設

- 1) 保護施設等の社会・援護局関係施設、知的障害者入所更生施設等の障害保健福祉部関係施設、保育所等の雇用均等・児童家庭局関係施設、特別養護老人ホーム等の老健局関係施設
- 2) 1)のうち、9月26日（月）までに使用実態調査が終了している施設について各都道府県、政令指定都市、中核市（以下「都道府県市」という。）から9月30日（金）までに関係部局に報告のあったものを中間的に集計したもの

III. 調査対象建材

平成8年度以前竣工（改修工事を含む）した建築物に使用されている、吹付けアスベスト、吹付けロックウール、吹付けひる石等

IV. 中間報告の結果

1. 9月26日現在で調査済み施設数は37,884で、調査対象（平成8年度以前の建築物）全体の施設数（75,111）に対し、回答割合は50.4%である。（なお都道府県市の所管施設総数は128,315）

2. このうち、

- | | |
|--|---------------|
| ① 吹付けアスベスト等の室等を保有する施設 | 2,850施設（7.5%） |
| ② ①のうち、措置済み状態にある室等を保有する施設 | 1,402施設（3.7%） |
| ③ ①のうち、石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのない室等を保有する施設 | 1,291施設（3.4%） |
| ④ ①のうち、石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのある室等を保有する施設 | 498施設（1.3%） |

（注1）（ ）内は調査済み施設に対する率を計上。

（注2）それぞれの調査項目に重複する施設があるため、②③④の施設数の合計と①の施設数とは一致しない。

（注3）吹付けアスベスト（石綿）等が使用されている施設の中には、分析機関で分析中であるため吹付けアスベスト（石綿）等が使用されているかが未確定であるものも含まれている。

（注4）ばく露のおそれがある施設としてあげられているものの中には、施設利用者や職員が日常利用しない場所も含まれている。

備考：石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのある室等を保有する施設に対しては、8月1日付けの実態調査の通知においても、「直ちに石綿等の除去を行うなど法令に基づき適切な措置を講じること」としているところである。

社会福祉施設等におけるアスベスト等使用状況調査の中間報告

施設区分	全施設数	調査対象施設数	回答施設数	吹付けアスベスト(石綿)等がある室等を保有する施設数 ①	左記①のうち、措置済状態にある室等を保有する施設数 ②	左記①のうち、措置済状態ではないもの	
						損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがない室等を保有する施設数 ③	損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがある室等を保有する施設数 ④
社会・援護局	2,877	2,527	1,432 (100%)	193 (13.5%)	96 (6.7%)	83 (5.8%)	33 (2.3%)
うち 保護施設	202	176	113 (100%)	26 (23.0%)	11 (9.7%)	17 (15.0%)	2 (1.8%)
障害保健福祉部	18,766	12,892	5,887 (100%)	435 (7.4%)	199 (3.4%)	205 (3.5%)	77 (1.3%)
うち 知的障害者入所更生施設	1,320	965	540 (100%)	84 (15.6%)	51 (9.4%)	29 (5.4%)	15 (2.8%)
雇用均等・児童家庭局	44,152	33,139	16,717 (100%)	1,365 (8.2%)	642 (3.8%)	656 (3.9%)	246 (1.5%)
うち 保育所	18,839	15,007	8,609 (100%)	914 (10.6%)	485 (5.6%)	401 (4.7%)	92 (1.1%)
老健局	62,520	26,553	13,848 (100%)	857 (6.2%)	465 (3.4%)	347 (2.5%)	142 (1.0%)
うち 特別養護老人ホーム	4,789	2,717	1,755 (100%)	252 (14.4%)	137 (7.8%)	111 (6.3%)	52 (3.0%)
計	128,315	75,111	37,884 (100%)	2,850 (7.5%)	1,402 (3.7%)	1,291 (3.4%)	498 (1.3%)

【注記事項】

- ※1. 「全施設数」とは、9月26日時点で各都道府県市が把握している、所管社会福祉施設等の総数をいう。
- ※2. 「調査対象施設数」とは、9月26日時点で各都道府県市が把握している、平成8年度以前に竣工した調査対象施設数をいう。
- ※3. 「回答施設数」とは、9月26日時点で各都道府県市へ調査報告のあった施設数をいう。
- ※4. ①欄には、吹付けアスベスト等が使用されている室等を有する施設数を記入している。
- ※5. ②欄には、①に示すもののうち、「封じ込め状態」又は「囲い込み状態」(以下「措置済状態」という。)にある室等を有する施設数を記入している。
- ※6. ③欄には、①に示すもののうち、「措置済状態」ではないが、吹付けアスベスト(石綿)等の損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがない室等を有する施設数を記入している。
- ※7. ④欄には、①に示すもののうち、「措置済状態」ではなく、吹付けアスベスト(石綿)等の損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがある室等を有する施設数を記入している。
- ※8. それぞれの調査項目に重複する施設があるため、②③④の施設数の合計と①の施設数とは一致しない。
- ※9. ばく露のおそれがある施設としてあげられるものの中には、施設利用者や職員が日常利用しない場所も含まれている。

公共職業能力開発施設等における吹き付けアスベスト等 使用実態調査の中間報告について

I. 趣 旨

公共職業能力開発施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査について（平成17年8月1日付け通知）に基づき、調査対象施設について中間報告をまとめたもの
最終結果は11月末を予定

II. 対象施設

公共職業能力開発施設等のうち、9月26日（月）までに使用実態調査が終了しているものについて、各都道府県及び（独）雇用・能力開発機構から9月30日（金）までに関係部に報告のあったものを中間的に集計したもの

III. 調査対象建材

平成8年度以前竣工（改修工事を含む）した建築物に使用されている、吹き付けアスベスト、吹き付けロックウール、吹き付けひる石等

IV. 中間報告の結果

1. 9月26日現在で調査済み施設数は944で、全施設数に対し、回答割合は28.2%である。

2. このうち、

- | | |
|--|------------|
| ① 吹き付けアスベスト等の室等を保有する施設 | 95 (10.1%) |
| ② ①のうち、措置済み状態にある室等を保有する施設 | 45 (4.8%) |
| ③ ①のうち、石綿等の粉じんの飛散により、
ばく露のおそれのない室等を保有する施設 | 45 (4.8%) |
| ④ ①のうち、石綿等の粉じんの飛散により、
ばく露のおそれのある室等を保有する施設 | 15 (1.6%) |

(注1) ()内は調査済み施設に対する率を計上。

(注2) それぞれの調査項目に重複する施設があるため、②③④の施設数の合計と①の施設数とは一致しない。

(注3) 吹き付けアスベスト（石綿）等が使用されている施設の中には、分析機関で分析中であるため吹き付けアスベスト（石綿）等が使用されているかが未確定であるものも含まれている。

(注4) ばく露のおそれがある施設としてあげられているものの中には、施設利用者や職員が日常利用しない場所も含まれている。

備考： 石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのある室等を保有する施設に対しては、8月1日付けの実態調査の通知においても、「直ちに石綿等の除去を行うなど法令に基づき適切な措置を講じること」としているところである。

アスベスト対策の主な経緯

	労働安全衛生法（労安法）等 他省庁・他部局の動き	住宅局の取り組み		官庁営繕部、厚生労働省、文部科学省 等の取り組み（建物調査等）	海外の動き
		建築基準法	その他の取り組み		
昭和 46 年 (1971 年)	○労安法：特定化学物質等障害予防規則（特化則）が制定 ・発散防止設備設置、作業環境測定等が規制			・官庁営繕部庁舎仕上げ標準（暫定修正案）により、石綿吹きつけを取りやめ（昭和 48 年）	・ I L O、W H O；アスベストに発がん性があることが認められた（昭和 47 年（1972 年）頃）
昭和 50 年 (1975 年)	○特化則の改正：原則吹きつけ禁止 (S50) （※5%を超える石綿含有建材を規制）				
昭和 55 年 (1980 年)	○業界自主規制：乾式吹きつけの使用中止	○乾式吹付け材に関し、耐火性能を満たす認定仕様の変更（アスベスト混入を中止（業界自主規制に対応））			
昭和 62 年 (1987 年)	○業界自主規制：青石綿の使用中止	○鉄骨の柱やはりに用いる吹付けアスベストを建築基準法の耐火構造の規定から削除（昭和 62 年） ※ アスベストの規制をではなく、耐火性能を満たす仕様としての例示を削除したもの。	・都道府県に対して建築物における吹き付けアスベストの実態調査及び指導を要請（昭和 63 年） ・吹付けアスベストから粉じん飛散防止のため（財）日本建築センターの協力を得て技術指針を策定し講習会を通じて普及啓発（昭和 63 年） ・公共住宅の吹付けアスベスト対策徹底を通知（昭和 63 年）	・文部省：国立、公立学校における吹付けアスベストの調査（昭和 62 年） ・環境庁、厚生省、労働省が地方局等に宛石綿の取扱の方針等を通知（昭和 61 年から 62 年）（※建築物内の濃度は、一般的に一般環境大気中濃度とほぼ同程度であり、一般居住者に対するリスクは極めて小さく、直ちに問題となるレベルではないこと、飛散の可能性の高い劣化した吹付け材等の対策を優先すべきこと等を通知。） ・建設省所管予算の対象施設のうち対策が必要な施設についてアスベスト粉じん濃度等の調査の実施（昭和 63 年）	・ I L O：石綿条約採択（昭和 61 年（1986 年））（青石綿の原則使用禁止等）（※日本は平成 17 年 8 月に批准。内容的には批准前に対応済み。） ・ W H O：「世界の都市部の石綿濃度は 1 本～10 本/リットルであるが危険は低いと思われる」と発表（1986 年）
平成元年 (1989 年)	○大気汚染防止法：敷地境界基準設定（H1） ・空気 1 立方メートルあたり繊維 10 本 ○業界自主規制：湿式吹きつけの使用中止				
平成 3 年 (1991 年)	○廃棄物処理法：廃吹きつけ石綿が特別管理産業廃棄物に指定（H4） ・運搬、管理、埋立に特別な規制				
平成 7 年 (1995 年)	○労安法：青石綿、茶石綿（有害性の高い石綿）を含有する製品の製造、使用等禁止 (H7)				・米 E P A（環境省）：1997 年までに段階的にほとんどの石綿含有製品の製造使用等禁止規制が導入（1989 年） ・米連邦高裁：E P A 規制を無効と判決（1991 年）。 ・米 E P A：対象品目を限って改めて規制（1992 年）。 ・ E U（平成 5 年（1993 年））において青石綿、茶石綿の製造、輸入、使用等の禁止 ・米 E P A：規制の明確化文書を公表（1999 年） ・吹きつけ（1%超含有）、一部の含有製品の禁止。 ・ E U：アスベストを 2005 年までに原則全面禁止を決定（1999 年）
平成 12 年 (2000 年)	○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法） ・原則 0.1 %以上石綿含有製品の譲渡・提供時にデータシートの提供義務（MSDS）				
平成 16 年 (2004 年)	○労安法：白石綿など有害性の低い石綿の含有量 1%超の一定の製品（建材等）の製造等の禁止	○石綿スレート等を建築基準法の耐火構造の例示から削除（H16） ※耐火性能があれば、基準法上は認定で使用可だが労安法により使用禁止			
平成 17 年 (2005 年)	○労安法：特化則から分離し石綿障害予防規則（石綿則）施行（7 月） ・吹きつけ石綿のある事業所については、封じ込め等の措置を事業者に義務づけ ○化管法：MSDS 制度であいまいに運用されていた 0.1 %規制について徹底を検討。	○社会資本整備審議会にアスベスト対策部会を設置し、建築基準法令によるアスベスト建材の規制のあり方等について検討を開始（H17. 9 月） ○基準法による規制、品確法による表示等の制度改正の方向、今後の調査方針等を検討（第 2 回ア スベスト部会）。	・解体工事等について（社）住宅生産団体連合会において「低層住宅石綿取扱ガイド」を作成（6 月） ・都道府県に対し民間建築物（昭和 55 年築まで）及び公共住宅における吹付けアスベストの実態調査、指導を要請（9/29 中間報告） ・解体工事等における適切な取り扱いを関係団体を通じ指導徹底を要請（7 月） ・従業員等における適切な健康被害防止対策を関係団体を通じ指導徹底を要請（7 月） ・民間建築物における実態調査について追加調査（平成元年築までの吹きつけ）を実施（10 月下旬報告予定）、その後も調査を継続。 ・建設業におけるアスベスト被害の実態把握を関係団体に依頼（8 月） ・（社）住団連、（財）建築センターにおいて通常時、解体時等の測定調査等実施予定		
平成 20 年 (2008 年)	○労安法：アスベスト含有製品の製造、使用等全面禁止予定			・学校施設、病院、社会福祉施設、その他公共建築物において吹付けアスベスト使用実態調査の実施（7、8 月（中間締切 9 月、11 月までに調査結果を公表）） （※文部科学省、厚生労働省は、平成 8 年築までの吹きつけ等を対象に調査。）	

住宅・建築物等におけるアスベスト関係事項

	非住宅（事務所・工場）	住宅	工場、解体工事現場等の周辺	環境大気中
建材の輸入 ・ 製造段階	<p>【労働安全衛生法第55条・同施行令第16条・厚労省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則、輸入、製造等の禁止。 石綿含有建材（吹付け、成型品）は1%以下に規制。（意図的には混入していない。） <p>【労働安全衛生法・告示S63第79号作業環境評価基準・厚労省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業環境の管理濃度150本/L ※L：リットル 		<p>【大気汚染防止法第18条の5・施行規則第16条の2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定粉じん発生施設（929施設（H15））は敷地境界で10本/L以内に規制。 	環境大気中の石綿モニタリング結果（H7）
建材の取引段階	<p>【特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第14条・経産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 石綿は特定第1種指定化学物質に位置づけられ、含有質量0.1%以上である製品は、取引に際し、製品安全データシート（MSDS）の作成提供等が義務づけ。 （※0.1%の検出方法が明確でないため、JISに検出方法を定め、運用を徹底することが検討中。） 			
建材の使用 ・ 建築段階	<p>【労働安全衛生法第55条・同施行令第16条・厚労省】</p> <ul style="list-style-type: none"> アスベスト含有建材は使用等が禁止。 <p>【建築基準法改正（案）】</p> <p>○アスベスト含有建材の規制の導入を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 吹付けアスベスト等を規制する（労働安全衛生法で新規使用は規制されており、新規使用段階での規制効果は無いが、規制対象とすることで、既存建築物についての劣化した場合等の勧告・命令、報告聴取等の法的根拠となる。建材の規制範囲は、飛散危険性等の調査研究を踏まえ検討。） 		<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染防止法では現在は、建築現場は規制していない。（新たに含有建材が使用されることは無い。） 	
住宅・建築物の取引段階等		<p>【住宅の品質確保の促進に関する法律（政令、告示改正）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 居室の濃度測定結果、含有建材の有無等の表示を検討 	—	石綿製品製造事業所等散在地域 0.29本/L 道路沿線 0.42本/L
維持管理段階	<p>【労働安全衛生法・石綿障害予防規則第10条】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者は、その労働者を就業させる建築物に吹付けられた石綿が損傷、劣化等により粉じんを発生させ、労働者がばく露するおそれがあるときは、除去、封じ込め、囲い込み等の措置が必要。成型品は規制されていない。 <p>【建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）・厚労省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 石綿関係の規定は現時点では無い。 <p>【建築基準法改正（案）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 吹付けアスベスト等を規制対象とすることで、既存建築物について、劣化して飛散するおそれがある場合等の勧告・命令、報告聴取、定期報告・閲覧制度等の法的根拠とすることを検討。 	<p>○労働安全衛生法では住宅は適用外</p> <p>○吹付けアスベスト等については、所有者等における除去、封じ込め等の措置をこれまで任意の行政指導。成型品については、これまで通常使用時の危険性の知見が無い。</p>	—	
増改築段階	<p>【労働安全衛生法・石綿則第7条】</p> <ul style="list-style-type: none"> 増改築により解体する場合は、解体時の規制が適用。 <p>【建築基準法改正（案）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規規制をすることで、増改築時に当該部分の吹付けアスベスト等の除去等が義務付け。 		（※解体する場合は解体工事として規制）	住宅、商工業、農業地域 0.23本/L
除却・解体段階	<p>【労働安全衛生法・石綿則第7条】</p> <ul style="list-style-type: none"> 労基署に届出。吹付け、保温材、成型品等に応じ、隔離等の措置、湿潤化等の工法が求められる。 <p>【建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条、施行令第2条、施行規則第2条・国交省（総政局）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 80㎡以上の解体工事等について、都道府県知事に届出。吹付け石綿等の調査を行い、事前に除去等を義務づけ。 <p>【大気汚染防止法第18条の14・同規則第16条の4】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定粉じん排出等作業（解体、改造又は補修）（※延床面積500㎡以上の建築物で吹付け石綿が50㎡以上のもの）は、都道府県知事に届出。大気汚染の防止の観点から、隔離、集じん装置設置、湿潤化等が求められる。 吹付け以外の建築物の解体への適用、延べ床面積要件の撤廃等が検討中 現在、解体現場について、サンプル調査として、濃度測定調査の実施を検討中。 <p><石綿に関する行動計画>（社）日建連、（社）住団連などにおいて解体作業等に関する法令遵守の行動計画作成</p> <p>○建築行政における解体工事への対応については、他の3法令で届出等を課している状況を踏まえ、それら法令の遵守の徹底方策について検討。</p>			全体平均 0.34本/L
（地震時の倒壊等）	<p>【労働安全衛生法】【大気汚染防止法】 倒壊時は規制なし。（被災後の解体、がれき処理時は解体の規定が適用か。）</p> <p>○アスベストに係る地震時の応急危険度判定活動における対応の検討</p>		—	【環境省】 阪神・淡路大震災後の能動測定 解体現場周辺で最大 19.9本/L
廃材処理段階	<p>【廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条、第12条の2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 飛散性アスベスト→特別管理産業廃棄物（収集運搬、保管、埋立処分の基準（管理型）） 非飛散性アスベスト及び中間処理（熔融）された飛散性アスベスト→産業廃棄物→埋立（管理型・安定型）（※非飛散性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術指針が策定済み。） 		—	

※参照条項は主なもの。

アスベスト問題に関する関係閣僚による会合（第3回）資料

アスベスト問題への当面の対応（案）

平成 17 年 7 月 29 日
平成 17 年 8 月 26 日改訂
平成 17 年 9 月 29 日再改訂
アスベスト問題に関する関係閣僚による会合

1. 対応策

（1）今後の被害を拡大しないための対応

- 建築物等の解体時等の飛散予防の徹底（厚生労働省、国土交通省、環境省）

建築物等の解体現場、解体後の廃棄物（廃アスベスト（石綿））等について、アスベストの飛散を予防するための措置の徹底を図る。

ア. 建築物等の解体現場等における措置

- ・建築物の解体作業等におけるアスベストばく露防止措置、大気環境への飛散防止措置を徹底する。（7月12日及び15日、都道府県労働局、関係業界等に通知）
- ・大気環境への飛散防止措置の対象となる解体・補修作業の規模要件等を撤廃する。（9月13日に検討会を発足、来年2月までに関係規定を改正）
- ・建築物の解体現場に対する重点的な監督指導等を実施する。（重点指導月間8～10月）
- ・建築物解体におけるアスベストばく露防止のための特別教育を実施する。（建設業労働災害防止協会において実施。年間5万人受講予定（平成17年））
- ・アスベストばく露防止対策に関する相談窓口を設置する。

(7月8日、建設業労働災害防止協会に設置)

- ・水道用石綿セメント管の撤去作業等における関係法令の遵守の徹底を依頼した。(8月8日、都道府県、関係業者に通知)
- ・併せて、建設業、造船業等における関係法令の遵守を徹底する。(7月14日以降、順次関係業界等に通知)
- ・都道府県を通じて、解体工事等を行う者へアスベストの取扱いについて注意喚起を行う。(7月14日、都道府県に通知)
- ・建材、建築物のメーカー団体に対し、アスベストを含有する建材等の情報の公開・提供を行うよう要請した。(8月12日、都道府県労働局、関係業界団体等に通知)
- ・都道府県に対して、労働局と合同で解体等現場への立入検査を実施するなど指導の徹底を依頼した。(8月1日、都道府県に通知)
- ・都道府県等を通じて、解体工事等におけるアスベスト飛散防止対策の徹底及び実施内容の掲示について指導する。(8月9日、都道府県、業界団体等に通知)

イ. 解体後の廃棄物(廃アスベスト)等に対する措置

- ・廃アスベスト等の適正処理の徹底を指示する。(7月12日、都道府県等に通知)
- ・廃アスベスト等の直近の排出量調査を実施する。(7月25日、調査を開始。10月末までに調査結果公表)
- ・産業廃棄物処理業者に対し、規制の周知徹底、作業従事者の安全確保徹底について注意を喚起する。(7月28日、業界団体等に通知)
- ・廃アスベスト等の適正処理を確保するため、関係する産業廃棄物処理業者に対する立入検査の強化、不適正処理事例への迅速な対策を指示する。(7月28日、都道府県等に通知)
- ・解体作業によるアスベスト廃棄物の発生情報が、廃棄物処理業者に確実に伝達されるよう、産業廃棄物処理委託契約書及び産業廃棄物管理票にアスベスト廃棄物である旨を記載するよう指示する。(8月22日に、都道府県等に通知)

知)

- ・併せて、建設業等における関係法令の遵守を徹底する。
(7月14日以降、順次関係業界に通知)
- ・「循環型社会形成推進交付金」を活用して、アスベストを含有する家庭用品の溶融処理など安全かつ高度な処理施設を整備する。
- ・アスベストを含有する家庭用品等のより適正な処理方法や処理システムのあり方について、早急に検討する。

ウ. 製造工場等における措置

- ・製造工場等におけるアスベストばく露防止措置、大気環境への飛散防止措置を徹底する。(7月12日及び15日、都道府県、都道府県労働局、関係業界等に通知)
- ・製造工場等124事業場に対してアスベストばく露防止措置の徹底を図るため、監督指導等を実施した。(9月14日公表)

なお、重大又は悪質な法違反が認められた場合は、厳正に対処する。

- ・大気汚染防止法の規制対象事業所の名称及び場所について集計・公表する。(8月26日公表)
- ・アスベストばく露防止対策に関する相談窓口を設置する。
(7月8日、中央労働災害防止協会に設置)

エ. 既存建築物等における措置

- ・建築物におけるアスベスト対策を早急に取りまとめるため、社会資本整備審議会にアスベスト対策部会を設置し、建築基準法令によるアスベスト建材の規制のあり方などについて早期に検討する。(9月5日に第1回開催)
- ・公共施設におけるアスベスト使用の状況把握に努めつつ、道路関係施設におけるアスベスト対策のあり方などについて有識者委員会を設置し、早期に検討する。(8月29日に第1回、9月22日に第2回を開催)
- ・不特定多数の者が利用する既存の民間建築物のアスベスト対策に関する支援を検討。

オ. 建設業における行動計画の作成

- ・ 関係する 11 の団体が作成した多数の講習会を実施する等の具体的な行動計画に従い、解体工事等における関係法令の遵守を徹底させる。（8月1日通知、9月9日提出、行動計画の概要を9月29日公表）

カ. アスベストの適正処理費用

- ・ アスベストが適正に処理されるためには関係法令を遵守した計画に基づき正しく見積りが行われる必要があるためアスベストの処理費用に関する情報の収集、提供を行う。
（8月26日公表、8月31日関係省庁及び関係団体に通知）

○製造・新規使用等の早期の全面禁止（厚生労働省、経済産業省）

既にアスベストの製造等を原則として禁止しているところであるが、例外的に用いられているアスベスト含有製品について、遅くとも平成20年までに全面禁止を達成するため代替化を促進するとともに、全面禁止の前倒しも含め、さらに早期の代替化を検討する。

- ・ 7月21日、「石綿の代替化に関する緊急会議」を開催し、関係20団体に代替化の促進を要請した。
- ・ 7月26日、在庫品の販売を直ちに禁止するよう業界団体に対し要請した。
- ・ 7月29日、アスベスト含有製品の適正な表示及び文書交付の徹底を改めて業界団体に対し要請した。
- ・ 代替化の促進のための検討会を発足させ、早期全面禁止の実施に向けた対策を早急に確立するとともに、所要の代替化促進策を検討する。（8月25日及び26日、検討会を発足、9月26日及び27日に第2回を開催）
- ・ 8月4日、アスベストの代替化の推進により影響を受ける中小企業者に対して状況に応じて事業転換等の支援に適切に対応するため、政府系三金融機関及び信用保証協会にお

いて相談体制を整備した。

- ・ 9月12日、アスベストを含有する家庭用品の製造実態等に関する調査結果に基づき、アスベストを含有する家庭用品の製造等を現在も行っている企業に対し、遅くとも10月末までに代替化を行うよう、関係団体を通じて要請した。
- ・ 9月20日、石綿を含有する部品を使用する自転車及び自転車用ブレーキについて輸入販売の実態調査の結果を公表した。
- ・ 9月20日、石綿を含有する建材、摩擦材、接着剤の製造、輸入等の禁止について関係団体を改めて指導するとともに、在庫品の譲渡等も直ちに停止するよう改めて要請した。
- ・ 9月20日、製造等が禁止されていない石綿を含有する製品について、関係団体に対し代替化を行い無石綿の製品とするよう要請した。
- ・ 9月27日、労働安全衛生法で輸入が禁止されているアスベスト含有製品を部品として用いた製品について、輸入規制に万全を期すため、輸入貿易管理令に基づく輸入公表を改正し、即日施行した。

○学校等におけるアスベストばく露防止対策（文部科学省、消防庁、防衛庁）

ア. 学校等における対策（文部科学省）

- ・ 学校施設等に吹き付けられたアスベストの適切な維持管理と飛散予防について、教職員及び児童生徒等に周知徹底した。（7月29日、都道府県教育委員会等に通知）
- ・ 学校で使用されているアスベスト含有製品（アルコールランプ使用時に用いるアスベスト付き金網、学校給食調理時に使用する耐熱手袋、その他実験機器等）を、アスベストを含有しない製品に代替するよう努める旨を周知した。（8月5日、都道府県教育委員会等に通知）

イ. 消防隊員に関する対策（消防庁）

- ・アスベストを使用している建築物において消防活動を行う場合の消防隊員のアスベストばく露防止のため、防塵マスク等の着用等を徹底する。（7月27日、都道府県に通知）

ウ. 自衛隊員に関する対策（防衛庁）

- ・建築物について調査の結果、吹付けアスベストの使用が確認された2棟は、今年度中に除去等を行う予定。また、アスベスト含有の可能性がある吹付け材を使用している建物320棟は、速やかに分析調査を実施し、その結果を踏まえて対応する。（9月29日に調査結果公表）
- ・装備品については、一部の艦船内には、表面に塗装を施して飛散防止措置が講じられた吹付けアスベスト等が確認されており、その安全性について速やかに調査を実施し、除去等の処置を検討する。また、航空機、艦船、車両等の制動部分やエンジン、蒸気管等に摩擦材、シール材及び断熱材等としてアスベスト含有部品等が使用されているため、引き続き代替化を図る。（9月29日に調査結果公表）

（2）国民の有する不安への対応

- 国民への積極的な情報提供（総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省）

- ア. アスベストによる健康被害の状況把握について、労災認定に係る個別事業場名の情報開示、製造・使用企業別に実施された調査（アスベスト既製造企業、造船等運輸関連企業、建設業）の結果公表を通じて、積極的な情報提供に努める。
（別紙1「アスベストによる健康被害に関する実態把握について（概要）」参照）

イ. 建築物の解体等の作業に当たって、アスベストばく露防止対策等の実施内容を周辺住民の不安解消に資するよう作業現場の見やすい場所に掲示するよう指導した。（8月2日、都道府県労働局、関係業界団体等に通知）

ウ. 石綿対策が適切に実施されていることを示す作業現場に掲げる分かりやすいパネルを作成するとともに、掲示及びパネルについての周知用リーフレットを9月6日に作成した。（建設業労働災害防止協会において実施。）

エ. アスベストを含有する家庭用品の製造実態等について調査を実施し、9月12日に公表した。調査結果に基づき、同日、アスベストを含有する家庭用品の製造等を現在でも行っている企業又は過去に行っていた企業及び関係団体に対し、消費者の視点に立った十分な情報提供及び相談体制の整備等の対応を要請した。

また、アスベストを含有する家庭用品を一般廃棄物として処理する際には、当面、住民に他の物と区別して排出してもらい、できるだけ破碎しないなどアスベストの飛散防止を図るよう、市町村に対し周知した。（9月13日、都道府県に通知）

オ. 不動産関係団体を通じて、不動産業者に対し、購入者等への情報提供に努めるよう指導した。（9月29日、関係業界団体等に通知）

○労働者、退職者、家族、周辺住民を対象とした健康相談窓口の開設等（厚生労働省、環境省）

ア. 健康相談窓口の設置等（厚生労働省、環境省）

- ・ 7月8日、保健所、産業保健推進センター、労災病院等に労働者等に対する健康相談窓口を開設した。
- ・ 7月12日、保健所において環境経由の健康被害の相談も受け付けるよう通知した。

- ・ 7月15日、保健所に対して、健康相談の参考となるQ & Aを作成し送付した。
- ・ 医療関係者や産業保健関係者が相談対応する際に参考となる専門的なQ & Aを8月31日に作成した。なお、今後、必要に応じ適宜、追加・修正を行う。

イ. アスベストによる健康被害を発生させている事業場の離職者を含む労働者や周辺住民の不安解消のため、専門家による臨時の相談窓口を各地に開設する。（8月22日に兵庫（尼崎）で開設。以降9月22日までに、大阪、神奈川、岐阜、岡山、佐賀、奈良、香川、埼玉、広島で順次開設。）

ウ. アスベスト関連疾患の診断・治療の中核となる医療機関として、診断・治療の体制が整備された22の労災病院に「アスベスト疾患センター」を設置し、アスベスト関連疾患に係る健康相談、診断・治療、症例の収集及び他の医療機関に対する支援を行う。（9月1日設置）

エ. 専門家チームにより、リスク評価に基づく健診対象やアスベストばく露者に対する健康管理の方法の検討を行う。（8月4日に第1回、8月19日に第2回、8月31日に第3回、9月28日に第4回を開催。早急に結論を得る。）

○国民の一般的不安・疑問に応えるためのQ & Aの作成・公表（文部科学省、厚生労働省、国土交通省、環境省等）

- ・ 7月29日、Q & Aを関係省庁ホームページに掲載した。

(3) 過去の被害に対する対応

○労災補償制度等の周知徹底等（厚生労働省、国土交通省、消防庁等）

ア. アスベスト関連事業場で働いていた人への対応（厚生労働省）

- ・健康診断の受診を広く呼びかけるとともに、アスベストによる疾病に関する「労災補償」及び「健康管理手帳」の周知徹底を図る。（7月15日、都道府県、関係業界等に通知。9月15日に労災補償に関するリーフレットの関係機関等への配布要請を、また、9月26日に健康診断及び健康管理手帳に関するパンフレットを作成し、関係機関等への配布要請を行った。）
- ・厚生労働省の通知を受け、国土交通省等から関係業界等に対し労災補償制度、健康管理手帳制度等の周知を実施する。（7月22日以降、順次関係業界等に通知）
- ・アスベストによる疾病の労災請求についてはアスベストばく露等の事実確認が困難な場合があることから、事実認定に係る事務処理の具体的な方法を指示し、事務処理の迅速化、適正化を図る。（7月27日、都道府県労働局に通知）
- ・健康管理手帳の要件等アスベスト作業従事者の健康管理の在り方について、8月に立ち上げた研究班において調査研究を実施し、その結果を踏まえて健康管理手帳制度等の見直しを検討する。

イ. 船員であった人への対応（厚生労働省、国土交通省）

- ・健康診断の受診を呼びかけるとともに、アスベストによる疾病に関する「船員保険の職務上の給付」の周知徹底を図る。（7月20日、関係業界等に通知）
- ・健康管理制度（無料健康診断を含む）を導入する。（平成17年中に実施）

ウ. 消防職員への対応（消防庁）

- ・消防活動の際にアスベストばく露の可能性のあることについて周知を図る。（8月3日、都道府県に通知）

○労災補償を受けずに死亡した労働者、家族及び周辺住民の被害への対応については、救済のための新たな法的措置を、「石綿による健康被害の救済に関する基本的枠組み」（別紙２）のとおり講ずることとする。給付水準、費用負担その他の具体的内容については、次期通常国会への法案の提出に向けて、厚生労働省及び環境省を中心に、被害の実態把握を進めつつ、引き続き検討する。（厚生労働省、環境省等）

- ・ 7月12日、都道府県等に対し、保健所等における健康相談事例の情報収集と報告を依頼した。7月末までの相談事例については、8月12日に公表。8月15日までの相談事例については、8月26日に公表。
- ・ 周辺住民のアスベストの健康影響に関する分析等を行うため、アスベストの健康影響に関する検討会を開催する。
（第1回：7月26日、第2回：8月18日、第3回：8月31日）
- ・ 兵庫県及び尼崎市等の県内関係地方公共団体と協力して、周辺住民に対する健康被害に関する実態調査を行う。

（４）政府の過去の対応の検証

○政府の過去の対応について、アスベストに関連するこれまでの通知・通達、行政文書、研究結果等についての関係省庁での調査を踏まえ検証を行い、8月26日に「アスベスト問題に関する政府の過去の対応の検証について」を公表したところであり、なお精査することとされた点について、9月29日、「政府の過去の対応の検証について（補足）」（別紙３）のとおりとりまとめ、公表する。（厚生労働省、環境省等）

2. 実態把握の強化

○吹付けアスベスト使用実態調査等の実施・早期公表（国土交通省、総務省、文部科学省、厚生労働省等）

公共住宅、学校施設等、病院、その他公共建築物、民間建築物における吹付けアスベストの使用実態等について、調査を実施し、早期に公表する。

調査結果については、解体作業への指導等に有効に活用するため、各地方公共団体において関係部局で情報共有に努める。

なお、調査によりアスベスト使用が明らかになった建築物については、飛散防止のための措置の状況等（除去された吹付けアスベストの処理状況を含む）のフォローアップを行う。

ア. 民間建築物、公共住宅等（国土交通省）

- ・ 7月7日以降、順次都道府県等を通じ調査を開始した。（9月29日に中間調査結果を公表）

イ. 国の機関の建築物（各府省（国土交通省とりまとめ））

- ・ 7月29日、各府省において調査を開始した。（9月29日に調査結果公表）

ウ. 学校施設等、病院・社会福祉施設等（文部科学省、厚生労働省）

- ・ 学校施設等につき、調査を開始した。（7月29日、都道府県教育委員会等に対し通知。11月までに調査結果公表。9月29日、中間報告の結果を公表）
- ・ 病院・社会福祉施設等につき調査を開始した。（8月1日、都道府県等に対し通知。11月までに調査結果公表）

エ. その他の公共建築物（関係省庁）

- ・ 地方公共団体所有の施設における使用実態調査を実施する。（8月10日以降、調査を実施。11月までに調査結果公表）

○事業場への立入調査（厚生労働省）

- ・健康被害が発生したことがある事業場への立入調査等を実施する。（7月15日、都道府県労働局に通知）
- ・吹付けアスベストがある建築物を把握し、事業者自主点検を行わせるとともに、必要に応じ監督指導等を実施し、アスベストばく露防止措置を徹底する。（8月26日、都道府県労働局に通知）

○アスベスト製品製造事業所周辺地域等における大気中アスベスト濃度の実測調査を行う。（環境省）

○アスベストによる中皮腫、発がんリスク等に関する研究（厚生労働省、文部科学省）

中皮腫の実態調査にかかる研究、アスベストばく露に関連した職種別リスクに関する研究を実施する。

ア. 中皮腫の実態調査に係る研究（厚生労働省）

- ・人口動態統計に登録されている中皮腫で死亡した878名（平成15年）や療養中の者について、職歴、初期症状、検査所見、確定診断方法、治療法、生存期間等に関する調査研究を実施する。（8月4日、研究班を立ち上げ）

イ. アスベストばく露に関連した職種別リスクに関する研究（厚生労働省）

- ・職場の健康診断で撮影した胸部レントゲン写真における胸膜プラークの有無について職業・職種別に検討すること等により、アスベストばく露のリスクについて検討を行う。（8月4日、研究班を立ち上げ）

ウ. 労働者健康福祉機構における研究等（厚生労働省）

- ・独立行政法人労働者健康福祉機構は、上記ア、イの研究に

協力するとともに、これまで全国の労災病院で診断・治療がなされたアスベストにばく露した者の肺がん及び悪性中皮腫の症例及び今後の症例を収集し、業務上のアスベストばく露との関連等について分析・研究を開始した。（平成16年度研究計画策定、今年度より実施）

エ. 国立がんセンター、放射線医学総合研究所及び理化学研究所等において、中皮腫の早期診断や治療方法に関する研究に取り組む。（厚生労働省、文部科学省）

○都道府県・市町村における適切な情報把握を促進する。（関係省庁）

○主要国におけるアスベスト規制及び補償の状況について情報収集を行う。（経済産業省、厚生労働省、環境省等）

3. 引き続き各省が緊密に連携し、スピード感をもって対策を実施していくとともに、国民に対する情報提供に努める。

アスベスト対策関係予算要求一覧※1

○ 今後の被害を拡大しないための対応

(1) 建築物の解体時等の飛散予防の徹底

担当府省	予算事項名	予算要求額※2 (単位百万円)	施策の概要
厚生労働省	建築物の解体時等の飛散防止の徹底	749 (280)	石綿ばく露防止マニュアル等に基づく説明会の開催、事業主団体によるパトロール等の実施。解体工事現場等に対する監督指導の実施。
国土交通省	施設特別整備	14,378の内数 (0)	既存官庁施設の未対策のアスベスト含有吹付けについて、現在行っている使用実態調査の結果等を踏まえ、対策を行う。
	優良建築物等整備事業	5,600の内数 (0)	不特定多数の者が利用する既存の建築物について、アスベストの除去費用等について補助を行う。
国土交通省 環境省 経済産業省 厚生労働省	財政投融資(日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫)	環境・エネルギー・防災・福祉対策枠320,000の内数(0) (日本政策投資銀行) 1,475,000の内数(0) (中小企業金融公庫) 普通貸付(特別貸付) 790,000の内数(0) + 生活衛生資金貸付 200,000の内数(0) (国民生活金融公庫)	既存建築物に使用されているアスベストの除去費用等について融資を行う。
環境省	建築物の解体時等の飛散予防の徹底・アスベスト製品製造事業所周辺地域等における大気中アスベスト濃度の実測調査(アスベスト対策調査)	48 (13)	アスベストの飛散防止のため、測定技術者の育成事業・建築物解体時の石綿飛散防止マニュアルの検討・建築物解体現場を中心とした大気環境モニタリングを行う。
	建築物の解体時等の飛散予防の徹底(アスベスト廃棄物適正処理方策検討調査)	22 (0)	アスベスト廃棄物の処理技術を調査し、アスベスト廃棄物の飛散性に応じた最適な処理方策の確立を行う。
	建築物の解体時等の飛散予防の徹底(飛散抑制対策に)	200 (0)	アスベスト飛散抑制対策に資する技術の研究・開発費用の支援。

	資する技術開発の支援（競争的資金）		
農林水産省	建築物の解体時等の飛散予防の徹底	1, 019 (0)	石綿を含有する製品の利用実態調査、点検、診断等。

（２）製造・新規使用等の早期の全面禁止

担当府省	予算事項名	予算要求額※ ₂ (単位百万円)	施策の概要
厚生労働省	製造・新規使用等の早期の全面禁止	28 (22)	石綿含有製品の製造等の全面禁止に向け、専門家検討会を開催。
経済産業省	アスベスト代替化促進のための実証事業等	240 (0)	実使用環境に対応したアスベスト代替製品の安全性・信頼性に係る実証実験に対する支援や安全性・信頼性の高いアスベスト含有製品の除去及び処理を確立するための調査を行う。

（３）学校等におけるアスベストばく露防止対策

文部科学省 ※ ₃	国立大学法人 施設整備費補助金等	90, 396の内数 (90, 070の内数)	国立大学施設等のアスベスト除去等対策工事に対して補助。
	公立文教施設整備費（沖縄分を除く）	126, 988の内数 (122, 104の内数)	公立学校施設等のアスベスト除去等対策工事に対して補助。
	私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費補助）	17, 734の内数 (16, 227の内数)	私立高等学校等のアスベスト除去等対策工事に対して補助。
	国宝重要文化財等 保存整備費補助金	720の内数 (720の内数)	重要文化財等を適正に保管するためなどに必要な施設のアスベスト除去等対策工事に対して補助。

（４）その他

厚生労働省	アスベスト問題に関する行政体制等の整備	517 (186)	監督官等の増員及び石綿障害防止総合相談員（仮称）の設置等。
	水道施設整備費補助のうち、水道管路の近代化を推進する事業	5, 238の内数 (3, 922の内数)	飛散予防対策を徹底しつつ老朽度の高い石綿セメント管等を更新。
防衛施設庁	石綿障害健康診断	7 (31の内数) ※ ₄	駐留軍等労働者の石綿取扱い従事者に対する健康診断を行う。
	民生安定助成事業（防音助成）	4 (1)	周辺対策補助事業（防音工事）により吹付けアスベストを使用した施設について施設の設置者から補助申請があったアスベスト処理に対し助成する。

○ 過去の被害に対する対応

(1) 労災補償制度等の周知徹底等

担当府省	予算事項名	予算要求額 ^{※2} (単位百万円)	施策の概要
厚生労働省	健康管理手帳制度等の周知	325 (9)	健康診断の受診の呼びかけ、健康管理手帳の交付要件の見直し等の実施。労災補償制度の周知徹底、診断技術研修の実施。
	船員であった者に対する健康管理制度(無料健康診断を含む)の導入	5 (0)	健康管理手帳の交付及び手帳所持者に対する無料健康診断の実施。

(2) 労災補償を受けずに死亡した労働者、家族及び周辺住民の被害への対応

厚生労働省、環境省(検討中)	過去の被害に対する対応(アスベスト問題への緊急対応に必要な経費)	事項要求 (0)	アスベストによる健康被害について、「労災補償を受けずに死亡した労働者、家族及び周辺住民」を隙間なく救済する。
----------------	----------------------------------	------------	--

(3) その他

環境省	過去の被害に対する対応(一般環境経路によるアスベスト暴露の健康影響調査)	30 (0)	一般環境経路によるアスベスト暴露の可能性の高い地域において、工場等の周辺住民の被害の実態を調査・把握する。
-----	--------------------------------------	----------	---

○ 実態把握の強化

(1) アスベスト製品製造事業所周辺地域等における大気中アスベスト濃度の実測調査

環境省	建築物の解体時等の飛散予防の徹底・アスベスト製品製造事業所周辺地域等における大気中アスベスト濃度の実測調査（アスベスト対策調査） （再掲）	48（13）	アスベストの飛散防止のため、測定技術者の育成事業・建築物解体時の石綿飛散防止マニュアルの検討・建築物解体現場を中心とした大気環境モニタリングを行う。
-----	--	--------	--

※1 平成18年度予算要求額（一部は財政投融资）。

※2 括弧内は前年度予算額。

※3 地方自治体等が速やかにアスベスト対策を行えるよう、引き続き実態調査に取り組み、これを踏まえたアスベスト対策工事に必要な措置が速やかに講じられるよう検討中。

※4 予算要求額7百万円は、平成17年7月1日から施行された石綿障害予防規則に基づくもの。
平成17年度以前の石綿障害健康診断は、特定化学物質等障害予防規則に基づく健康診断費の中で実施。

平成17年9月29日
国土交通省

石綿に関する行動計画の概要について

1. 目的・経緯

「アスベスト問題への当面の対応」（平成17年8月26日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合）においては、今後の被害を拡大しない対応の一つとして、建設業における石綿に関する行動計画の作成、報告を求めることにより、解体工事等の現場において関係法令の遵守を徹底させることとしているところです。

2. 依頼内容

1. 依頼対象

- | | |
|-----------------|------------------|
| (社) 日本建設業団体連合会 | (社) 日本土木工業協会 |
| (社) 建築業協会 | (社) 全国建設業協会 |
| (社) 日本建設業経営協会 | (社) 全国中小建設業協会 |
| (社) 住宅生産団体連合会 | (社) 全国解体工事業団体連合会 |
| (社) 建設産業専門団体連合会 | (社) 日本空調衛生工事業協会 |
| (社) 日本電設工業協会 | |

の11団体に行動計画の作成を依頼し、11団体から報告をいただきました。

2. 依頼項目

- (1) 関係法令の遵守の周知徹底のための行動計画の作成
- (2) 健康管理手帳制度や労災補償制度の周知徹底のための行動計画の作成

3. 行動計画の概要

(1) 関係法令の遵守の周知徹底のための行動計画の概要

- (社) 日本建設業団体連合会、(社) 日本土木工業協会、(社) 建築業協会の3団体が、石綿使用建築物等解体等業務特別教育の講師約100名を養成し、他団体が開催する講習会等に派遣する。
- (社) 住宅生産団体連合会が、石綿使用建築物等解体等業務特別教育の講師約50名を養成する。
- (社) 日本建設業団体連合会、(社) 日本土木工業協会、(社) 建築業協会の3団体が、平成17年9月から11月までに、施工管理者等約3,000名を対象とした説明会を全国9ヶ所にて開催する。
- 主として専門工事業者団体が、平成17年9月以降に石綿使用建築物等解体等業務特別教育を含む講習会等を実施する。若しくは、建設業労働災害防止協会等他団体が実施する講習会に参加する。
- (社) 全国建設業協会がポスターを3万枚、手帳を3万部作成し全会員に配布する。あわせてホームページにて電子データで公開し周知を図る。
- (社) 住宅生産団体連合会が、低層住宅石綿取扱ガイドを1万部作成し会員に配布する。
- 各団体が、(社) 全国建設業協会、建設業労働災害防止協会作成のポスター（電子データ含む）を活用、若しくは作成し、各団体傘下の会員等に周知する。
- 各団体が、ホームページ及び機関誌等に情報を掲載するとともに、各団体の傘下会員等に機関誌等を配布する。

(2) 健康管理手帳制度や労災補償制度の周知徹底のための行動計画の概要

- 各団体が、関係省庁の通達やポスター（電子データでも配布）、パンフレット等を活用し、各団体の傘下会員等に周知する。
- 各団体が、ホームページ及び機関誌等に情報を掲載するとともに、各団体の傘下会員等に機関誌等を配布する。

4. 当省の今後の対応

なお、当省としては、行動計画の実施にあたって、今後、更なる実施計画の追加や具体化が期待される所であり、関係省庁や関係団体等と連携をとりながら所要の支援、フォローアップを行ってまいります。